平成２８年（フ）第２０号
富山市中富居新町３番６号
債務者　髙田　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
広島県福山市引野町南１丁目32番５―304号県住
債務者　下江　忠士
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１９号
広島県福山市加茂町字八軒屋101番地５　コーポサンスカイ３―202
債務者　石川みゆき
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６１６号
北九州市小倉南区中吉田３丁目15番27号（山崎ビルドＢ棟201号）
債務者　濱邊　直美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６２号
福岡県遠賀郡岡垣町野間５丁目１番35号
債務者　柳井　淳志
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６３号
北九州市若松区高須南１丁目２番18号（101号室）
債務者　畑中　星斗（旧姓西元）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７４号
北九州市八幡西区白岩町17番８―205号
債務者　花田　貴次
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８６号
北九州市八幡東区中央２丁目９番17―303号
債務者　上杉　大悟
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９０号
北九州市小倉北区中島１丁目11番４号（黒沢ハイツ101号）
債務者　橋本多惠子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９４号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目11番52号
債務者　安部　弘子（旧姓東谷）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８２号
熊本市東区東本町21番８―303号　県営東本町団地
債務者　佐藤　毅史
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８３号
熊本市東区東本町21番８―303号　県営東本町団地
債務者　佐藤　房枝
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕660番地の１雇用促進住宅２棟305号
債務者　細川ゆかり
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第３２号
青森市大字新城字山田222番地622
債務者　堀部　秀一
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７３号
名古屋市千種区今池１丁目17番９号　コーポ高山２Ｂ号
債務者　古屋久美子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５号
山口市幸町３番32号　ジュエルタウンＦ棟103号
債務者　藤井圭一郎
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
山口市湯田温泉２丁目９番７号　高田館１―Ｂ
債務者　稗田　京助
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係